

# 北海道地方最低賃金審議会

令和6年度第1回

北海道特定最低賃金専門部会合同会議

## 議 事 録

令和6年9月9日

北海道労働局

北海道地方最低賃金審議会

1 日 時 令和6年9月9日（月）13:26～14:00

2 場 所 札幌第一合同庁舎 10階会議室

3 出席者

【乳糖部会】

公益委員 岩波委員、亀野委員、蛭川委員

労働者委員 入江委員、佐藤委員

使用者委員 奥田委員

【鉄鋼部会】

公益委員 亀野委員、國武委員、蛭川委員

労働者委員 西委員、幅田委員、山田委員

使用者委員 水戸委員

【電気部会】

公益委員 片桐委員、亀野委員、國武委員

労働者委員 村川委員

使用者委員 池田委員、向井委員

【船舶部会】

公益委員 岩波委員、片桐委員、國武委員

労働者委員 加賀谷委員、橋本委員、藤田委員

使用者委員 運上委員、馬込委員

【事務局】労働基準部長、賃金室長、賃金室長補佐、賃金指導官、最低賃金係長

4 議事次第

- (1) 各専門部会委員の紹介及び各専門部会長・部会長代理の選出について
- (2) 合同会議座長の選出について
- (3) 北海道特定最低賃金の改正決定に係る北海道最低賃金審議会の審議結果について
- (4) 令和5年度北海道特定最低賃金の審議結果について
- (5) 今年度の発効日について
- (6) 労働者代表及び使用者代表からの意向表明について
- (7) 今後の審議日程及び次回以降の専門部会の公開等の扱いについて
- (8) その他

5 議事内容

○賃金室長補佐

これより令和6年度第1回北海道特定最低賃金専門部会合同会議を開催いたします。

本日の合同会議は公開にて開催しております。会場には傍聴されている方が1名いらっしゃいますことを報告いたします。

本日の合同会議につきましては、本会議の座長が選出されるまで事務局で進行を務めさせていただきます。進行役を務めさせていただきます北海道労働局賃金室長補佐の杉山でございます。よろしくお願いいたします。

最初に、委員の皆様の委嘱における辞令の交付でございますが、あらかじめ皆様の席に配布しております。これをもって辞令の交付に代えさせていただきます。

次に、本日の各専門部会の定足数について確認させていただきます。

「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業専門部会」は、労働者代表の中本委員、使用者代表の田中委員と中畑委員が欠席となっております。

「鉄鋼業専門部会」は、使用者代表の片岡委員と谷保委員が欠席となっております。

「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業専門部会」は、労働者代表の片桐委員と金子委員、使用者代表の西側委員が欠席となっております。

「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業専門部会」は、使用者代表の安宅委員が欠席となっております。

その結果、最低賃金審議会令第5条第2項及び最低賃金審議会令第6条第6項により、4部会すべてが専門部会の開催に必要な定足数を満たしており、本日の専門部会が成立していることを報告いたします。

それでは、最初に高橋労働基準部長から挨拶があります。

#### ○労働基準部長

本日、皆さんお忙しい中、この専門部会合同会議にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

例年、4つの専門部会をそれぞれで開催しておりましたが、今年は委員からの要請を受け、第1回目を合同で開催させていただいております。よろしくお願いいたします。

北海道最低賃金は、10月1日から50円引き上げられて1,010円となります。過去最大の引き上げ額となったわけですので、今後皆さんにご審議いただく特定最低賃金にも影響してくると思います。一方で原材料費の高騰、価格転嫁がきちっとできていないという報道など様々なご意見も寄せられているところであります。

この特定最賃については、労使の方々、皆さんの業界、それから組合労働者の現状をきちんと反映して審議いただくということが重要になっております。労使それぞれ、互譲の精神をもって改正審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

限られた期間の中での審議になります。日程調整も含めてご協力どうぞよろしくお願いいたします。

○賃金室長補佐

それでは、議事（１）「各専門部会委員の紹介及び各専門部会長・部会長代理の選出について」です。

各専門部会の委員につきましては資料No.2にあります「特定最低賃金専門部会の委員名簿」のとおりとなっておりますので、その確認をもって紹介とさせていただきます。

次に、各専門部会の部会長及び部会長代理の選任についてです。なお、これからの、各専門部会の呼称につきましては、略称とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

部会長及び部会長代理の選任については、最低賃金法第24条第2項及び第25条第4項におきまして、「公益を代表する委員の中から、委員が選挙する」とされております。

事前に、各専門部会の公益代表委員でご互選していただき、  
乳糖専門部会は、部会長に岩波委員、部会長代理に蛭川委員  
鉄鋼専門部会は、部会長に國武委員、部会長代理に亀野委員  
電気専門部会は、部会長に亀野委員、部会長代理に國武委員  
船舶専門部会は、部会長に片桐委員、部会長代理に國武委員  
が選出されております。

労使代表の委員の皆様、ご承認いただけますでしょうか

○労使各委員

異議なし

○賃金室長補佐

それでは、各専門部会の部会長、部会長代理の皆様、よろしくお願いいたします。

次に、議事（２）「合同会議の座長の選出について」になります。本日の合同会議の進行をお願いする座長を選出することになりますが、公益代表委員の中からお願いしたいと思います。ご推薦等ありますでしょうか。

無いようですので、事務局といたしまして亀野委員に座長として進行をお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

○各委員

異議なし

○賃金室長補佐

異議なしということで、亀野委員に本会議の座長をお願いいたします。

ここからの進行は、亀野座長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○亀野座長

皆さん、こんにちは。

それでは、本日は合同会議ということで、形式的に私が座長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、本日の議事録の署名につきまして、労働者代表委員から山田委員、使用者代表委員から池田委員を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。議事（3）「北海道最低賃金審議会の改正決定に係る北海道地方最低賃金審議会の審議結果」と合わせまして、議事（4）「令和5年度北海道特定最低賃金の審議結果」につきまして、まとめて事務局より説明をお願いいたします。

○賃金指導官

北海道労働局賃金室賃金指導官の柏野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、議事（3）「北海道最低賃金審議会の改正決定に係る北海道地方最低賃金審議会の審議結果について」説明させていただきます。資料No.3「令和6年度特定最低賃金改正決定申出状況」のとおり、4業種について最低賃金改正決定の申出があり、全4業種について第2回北海道地方最低賃金審議会において北海道労働局長から改正の必要性についての諮問があり、第3回北海道地方最低賃金審議会において「改正決定の必要性あり」との答申が行われ、同日、北海道労働局長より「改正決定の審議」について諮問があったものです。

また、特定最低賃金専門部会において全会一致で改正金額が決定された場合は、その決定について最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、北海道地方最低賃金審議会の決議とすること及び特定最低賃金専門部会が北海道労働局長に対して答申を行った後、最低賃金審議会令第6条第7項により、異議申出期間が満了した段階で廃止することが決議されております。

次に、議事（4）「令和5年度北海道特定最低賃金の審議結果について」ですが、資料No.4「北海道の最低賃金の推移」にありますとおり、①乳糖最低賃金、42円引き上げの996円、②鉄鋼最低賃金、30円引き上げの1,030円、③電気最低賃金、42円引き上げの997円、④船舶最低賃金、42円引き上げの990円と4業種すべてで全会一致の決定となっており、すべて令和5年12月1日発効となっております。なお、今年度の地域別最低賃金につきましては、50円引き上げの1,010円として、8月30日に官報公示を行い、令和6年10月1日発効となっております。

以上でございます。

○亀野座長

はい、ありがとうございます。

ただ今の事務局の説明につきまして、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。  
よろしいですか。

はい。それでは、次に議事（５）「今年度の発行日について」に入ります。これにつきまして、事務局より説明をお願いいたします。

#### ○最低賃金係長

北海道労働局賃金室最低賃金係長の太谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

資料No.5「令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表（特定（産業別）最低賃金の場合）」をご覧ください。これは答申日から異議申出締切日、官報公示日、発効日までのスケジュールの一覧表でございます。法定どおりとして昨年同様に12月1日の発効とするためには、10月3日木曜日までに答申を行い、10月18日に異議申出を締切り、11月1日に官報公示をする必要がございます。なお、10月2日以前に答申を行った場合は、発効日を指定することで12月1日発効とすることになります。10月4日以降の答申となった場合、または全会一致とならず本審にて採決が行われた場合は、その答申日より発効日が決定することになります。

4業種全て昨年同様に12月1日に統一発効を目指すこととなれば、10月3日までの短期間での審議になりますので。日程調整等の協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

#### ○亀野座長

はい、ありがとうございます。

ただ今の事務局の説明につきまして、ご意見、ご質問ございますでしょうか。  
よろしいでしょうか。

それでは、今年度も各部会におきまして、12月1日の統一発効を目指すということによろしいでしょうか。

#### ○各委員

はい。

#### ○亀野座長

それでは、各部会におかれましては、このスケジュールで言いますと、遅くとも10月3日木曜日までに結審となりますよう、日程調整及び審議会の運営をよろしくをお願いいたします。

続きまして、議事（６）「労働者代表及び使用者代表からの意向表明」に入ります。

では、まず労働者代表ということで、山田委員よろしくをお願いいたします。

## ○山田委員

労働者代表委員の山田です。どうぞよろしくお願ひいたします。

私の方からはパワーポイントでA4の横版で資料が配布されていると思いますので、これに沿って意見表明していきたいと思ひます。

まず冒頭、最初のページには特定最賃の役割、皆さんご承知かなと思ひております。当該産業に働く、我々組合ではなく、未組織の方々についても、その賃金、最低賃金が適用されるという条件の下で、それらに働く人たちを下支えするのだという記載になっております。また、関係労使のイニシアティブによる最低賃金の決定ということが重要であろうというふうに思ひております。

冒頭、高橋労働基準部長からお話がありました、この間、2018年を最後に合同部会というのが開かれていませんでしたが、本来であればそれ以前は、第一回目、合同でできる限りしていたという経緯がございます。私も久しぶりに特定最賃の方でお話しするものですから、ちょっと緊張しておりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2ページには、法定の最低賃金の違いということで、これも皆さんご存知かなと思ひておりますが、特定最賃の方は、特に公正競争を確保するのだ、その機能を有しているのだというところ、また違反があった場合、地域最賃の方は、一件につき50万円以下、特定最賃は1件30万以下というのが大きく違うのだらうと思ひております。

また、3ページには、この4業種の中では唯一公正競争ケースが乳糖であります、基本的には労働協約の方が望ましいとはされておりますが、おおむね、産業で働いている労働者の合意が1/3以上ということで、それぞれ先ほど報告があったとおり、すべてクリアしているというような状況になっております。

4ページは、期待される機能・役割についてでございます。もちろん労働条件の向上ということで、この産業で働く方々のふさわしい最低賃金水準を決定していくのだということ。先ほど申しましたとおり、二点目につきましては、公正競争の確保、要するに、賃金を引き上げないで低く設定して仕事をとっていくということが起きないように、高いレベルでの公正競争を確保するというような役割も担っていると思ひております。

また、4点目につきましては、労使交渉の補完・代替ということで、企業別の労使交渉を補完・代替する役割、もちろん先ほど言いましたように、未組織の労働者はなかなか賃金決定に関与することができない、そういったこともありますので、この特定最低賃金につきましては、その産業で働く方々、未組織の労働者の分まで、もちろん協議していく、特定最賃を決定していく、そういった役割があるということになります。また、健全な労使関係の構築ということでももちろん4部会とも、交渉ごとではなく、あくまでも協議によって特定最賃が決定されていくのだというところがございますので、そういった意味では、健全な労使関係の構築にも役立っているのだらうというふうに思ひております。

5 ページ目になりますが、組織労働者同様に特定最低賃金の大幅引き上げが必要であるということで、これは、地域最賃の方にも出させていただいた資料でございますが、今年の連合北海道による春季生活闘争の時間給労働者の方々につきましては、300人未満の組合でも、それ以上の組合には残念ながら及ばなかったものの、前年比を大きく上回る内容となったということになります。また、非正規雇用労働者の労働条件についても、正規を上回る大幅な改善が図られたということで、今のところの加重平均では時間給の方々は、1,086円84銭となっております。また、ここには記載ございませんが、今年の時間給労働者の賃上げ、金額につきましては57円01銭、これも加重平均でございます。率にして5.50%というような状況となっております。まだ最終集計の途中でございますから、確定した数字ではございませんが、昨年を大幅に上回っているというような内容となっております。下段の方にありますが、現在の特定最賃、概ね税込みでフルに2000時間働いても、200万円前後ぐらいということで、一業種は200万円を超えますが、それ以外は200万円未満ということになっております。これは、連合北海道のリビングウェッジ、いわゆる最低生計水準ということになりますが北海道は1,080円となっておりますが、これにも達していないのだということも申し上げておきたいということになります。また、組織されたところの賃上げ同様に、ぜひ4業種とも賃上げ、特定最賃が決定するよう協議を尽くしていただきたいということになります。また、今年は初任給の引き上げもかなり行われているというところがございます。人材獲得競争の様相を呈しておりますが、ぜひ魅力ある産業、4業種ともありますので、そのためにも大幅引き上げに期待をしていきたいというふうに労働者側は考えております。

6 ページですが、これは発表されている内容でございます。つい先日レイバーレターで発表されましたが、新規求職者のうち、4人に1人強、在職者が求職をしている状況にもあるということになります。また、44歳以下では、4割以上、要するに若手中堅が高い状況となっているということで、ぜひ賃上げ等々で各人材確保、引き留めをお願いしたいということになります。また、黒丸の3つ目になりますが、今、北海道ではあまり聞きませんが、人手不足によってですね、労務倒産というところも出てきているようでございます。ぜひ、それは皆さん、使用者側も懸念しているというふうには思いますが、ぜひこういった観点からも、特定最低賃金を引き上げていただきたいということになります。

7 ページ目は、初任給の状況でございます。それぞれ大卒、短大卒、高卒の状況ありますが、これは北海道労働局のホームページに北海道の部分は出ております。高卒でも、18万8千円と昨年より8,000円ぐらい引き上がっているというような状況となっております。これらもぜひ参考にしながら金額の審議をお願いしたいということになります。

最終8 ページになります。特定最低賃金、地賃の上がり幅が過去最高を更新してきているという事情はあると思いますが、まずは賃金比率せめて110%、1割程度高い水準をぜひ目指していただきたいということになります。その後、一足飛び

に、もちろん、110%、120%になるとはなかなか思いませんが、ぜひこれらを目指して、地賃より4業種が魅力ある産業だということを世論に訴えていく、また、認識していただくというような観点も、ぜひお願いしたいということになります。ぜひ、これらを労働者側の意見を十分に感じ取っていただいて、協議を行っていただいて、それぞれの業種での特定最賃の賃金の審議に尽くしていただきたいというふうに思います。

労働者側は以上になります。

#### ○亀野座長

はい、ありがとうございます。

それでは続きまして、使用者代表委員として池田委員よろしくお願ひいたします。

#### ○池田委員

使用者側代表委員の池田でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは私の方から2024年度特定最低賃金専門部会における使用者側の基本見解を述べさせていただきます。

まず、先の北海道地方最低賃金審議会におきまして、使用者側は、足元では円安、原材料・エネルギー価格の高騰により、国内企業物価指数が、消費者物価指数を上回る水準で推移する中、企業負担が激増し、十分な価格転嫁ができていない企業、特に多くの中小企業・小規模事業者が賃上げの原資の確保に苦しんでいることを主張いたしました。

また、企業は、雇用を維持しながら、必死に経営を継続しており、最低賃金法が定める決定の3要素（賃金、労働者の生計費、通常の事業の賃金支払能力）のうち、「通常の事業の賃金支払能力」を最も重視することを主張いたしました。特定最低賃金の審議においても、基本的な考え方は変わりません。

特定最低賃金専門部会で扱う4業種はいずれも製造業ですが、その内容は食料品である乳糖から、電気、鉄鋼、船舶と多様であり、原材料から、製造方法、商習慣なども業種ごとにそれぞれ異なっております。また、販売先は、国内市場中心の業種もありますし、国際的に競争している業種もあります。こうした状況を踏まえて、業界動向、中小製造業の収益状況や生産性の動向、雇用情勢、地方の賃金水準、影響率などを見極めながら、「事業の継続」と「雇用の維持」に向けて納得感のある水準とすべく審議を行いたいと考えております。

もう一点ですが、地域におけるすべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットの役割は、地域別最低賃金が果たしているので、特定最低賃金は地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めた場合に設定されております。

また、地域別最低賃金と同様に各企業の業績の良し悪しや経営実態に関係なく、法的強制力を持って一律で引き上げることになります。

近年の地域別最低賃金の急激な引上げに伴い、全国では、地域別最低賃金未滿の特定最低賃金の件数が2023年度224件中79件と増加傾向にあり、本来、地域別最低賃金を上回って設定されたはずの特定最低賃金の存在意義が問われる状況が生じております。

北海道の地域別最低賃金についても、大幅な引き上げが続き、特に昨年と今年の2年間で金額では90円、率にすると2年間で9.8%の引上げが行われました。

特定最低賃金の金額審議では、地域別最低賃金に対しての優位性の要否が中心となりますが、どの程度の優位性が必要なのか、4業種の特定最低賃金のあるべき水準について、業界の中小企業の賃金支払能力を踏まえて審議願いたいと思います。

専門部会には、4業種の特性や業況に与える要因等をよく承知されている方々が労使ともに代表として委員に就任されておりますので、特定最低賃金について労使双方の委員が協議できる唯一の場です。従って、特定最低賃金の存在意義や必要性についても十分審議願えればと思います。

私の方からは以上です。

#### ○亀野座長

はい。どうもありがとうございました。

ただいま、労使それぞれから意見表明がなされました。何かご意見、ご質問等ありますでしょうか。

はい、わかりました。

それではないようですので、次の議事（7）「次回以降の専門部会の公開等の取り扱いについて」に入ります。

これにつきましても、事務局より説明をお願いいたします。

#### ○賃金室長補佐

特定最低賃金専門部会については、昨年度まで議事を「非公開」として開催していたものですが、今年度については第1回専門部会となる本合同会議については「公開」にて開催しております。

各部会の第2回専門部会からは金額審議となることを考慮すると、地域別最低賃金専門部会と同様に、北海道地方最低賃金審議会各特定最低賃金専門部会運営規程第5条但し書きの「公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」として非公開とすることが相当と考えています。

なお、議事録につきましても非公開としますが、情報開示請求に対しては開示に応じることになりますので、専門部会委員の確認をいただき、作成することといたします。

各専門部会における第2回専門部会以降の記事の「公開」について協議をお願い

いたします。

○亀野座長

はい。ありがとうございます。

今、事務局から、議事の「公開」につきましては、昨年と同様に、各特定最低賃金専門部会運営規程第5条但し書きによりまして「非公開」が相当ではないかという提案がございました。

各専門部会の意見を確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。非公開ということで。労側は。使側もよろしいでしょうか

○労使各委員

はい。

○亀野座長

はい。それでは、4業種とも「非公開」にて開催することになりましたので、事務局はそのように対応をお願いいたします。

○亀野座長

それでは最後の議事になります。(8)「その他」でございます。

何かご意見等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

はい。特になければこれもちまして。第1回北海道設定最低賃金専門部会合同会議を終了いたします。

委員の皆さんは、12月1日の発行を目指して、ご協力をよろしくお願いいたします。

どうもお疲れ様でした。

以上